

○町田市玉川学園子ども広場条例

平成15年3月31日

条例第28号

子ども生活部児童青少年課

(設置)

第1条 子どもの健全育成を図るとともに、子どもと市民との交流の場を提供するため、町田市玉川学園子ども広場を設置する。

(位置)

第2条 町田市玉川学園子ども広場の位置は、町田市玉川学園三丁目3, 918番1とする。

(行為の禁止)

第3条 町田市玉川学園子ども広場（以下「広場」という。）においては、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 善良の風俗又は秩序を乱すおそれがある行為
- (2) 広場又は広場の設備を損傷するおそれがある行為
- (3) 専ら営利を目的とする行為
- (4) 前3号に掲げるもののほか、広場の管理上支障があると認められる行為

(使用料)

第4条 広場の使用料は、無料とする。

(使用の承認)

第5条 広場を団体が催し等に使用するときは、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。

2 市長は、前項に規定する使用の承認をする場合において、広場の管理運営上必要と認めるときは、条件を付することができる。

(行為の制限)

第6条 前条第1項の承認を受けた団体（以下「使用団体」という。）は、当該承認

に係る以外の行為をしてはならない。

(使用権の譲渡等の禁止)

第7条 使用団体は、使用の権利を譲渡し、又は転貸してはならない。

(使用承認の取消し等)

第8条 市長は、次の各号の一に該当するときは、使用の承認を取り消し、使用を制限し、又は使用の停止を命ずることができる。

(1) この条例又はこの条例に基づく町田市規則（以下「規則」という。）に違反したとき。

(2) 第5条第2項の条件に違反したとき。

(3) 偽りその他不正な手段により承認を受けたとき。

(4) 災害その他事故により広場の使用ができなくなったとき。

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認めたとき。

2 前項の規定により使用団体が、使用の承認を取り消され、使用を制限され、又は使用を停止されたことにより生じた使用団体の損害については、市長はその責を負わない。

(使用の制限等)

第9条 市長は、第3条の規定に違反した者に対し、その使用を制限し、若しくは停止し、又は退場させることができる。

(原状回復の義務)

第10条 広場の使用を終了した者又は第8条第1項の規定により使用を取り消され、若しくは同項若しくは前条の規定により使用を停止された者は、直ちに広場を原状に回復しなければならない。

(損害賠償)

第11条 広場又は広場の設備に損害を与えた者は、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長は、やむを得ない理由があると認めたときは、賠償額を減額し、又は免除することができる。

(委任)

第12条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成15年10月1日から施行する。